

2022年日本カート選手権規定

※下線部分：変更箇所

2022年規定				2021年規定			
第1章 総則 第1条～第2条 (略)				第1章 総則 第1条～第2条 (略)			
第3条 日本カート選手権の部門 日本カート選手権は以下の選手権別に制定する。 1. 全日本選手権 全日本選手権は以下の <u>4</u> 部門に区分する。 1) OK部門 2) フォーミュラスーパー125 (FS-125) 部門 3) フォーミュラピストン3 (FP-3) 部門 <u>4) EV部門</u>				第3条 日本カート選手権の部門 日本カート選手権は以下の選手権別に制定する。 1. 全日本選手権 全日本選手権は以下の <u>3</u> 部門に区分する。 1) OK部門 2) フォーミュラスーパー125 (FS-125) 部門 3) フォーミュラピストン3 (FP-3) 部門			
2. ～3. (略)				2. ～3. (略)			
第4条 日本選手権競技の走行距離または時間				第4条 日本選手権競技の走行距離または時間			
区分	部門	走行距離または時間 (各ヒートの合計)		区分	部門	走行距離または時間 (各ヒートの合計)	
		最短	最長			最短	最長
全日本選手権	OK	30km または 30分	90km または 90分	全日本選手権	OK	30km または 30分	90km または 90分
	FS-125	〃	〃		FS-125	〃	〃
	FP-3	〃	〃		FP-3	〃	〃
	<u>EV</u>	オカナイザーからの申請	オカナイザーからの申請	地方選手権 部門ごとに定める			
地方選手権	部門ごとに定める			ジュニア選手権	FP-Jr	30km または 30分	20km または 50分
ジュニア選手権	FP-Jr	30km または 30分	20km または 50分	ジュニア選手権	FP-Jr Cadets	20km または 20分	40km または 40分
	FP-Jr Cadets	20km または 20分	40km または 40分				
第5条～第19条 (略)				第5条～第19条 (略)			
第2章 全日本選手権				第2章 全日本選手権			
第20条 (略)				第20条 (略)			

第21条 競技車両

全日本選手権に参加が認められるカート競技車両は、「J A F 国内カート競技車両規則」の第2条に定める第1種競技車両に限定し、各部門により以下の通りとする。

1. ～3. (略)

4. EV部門：

オーガナイザーからの申請に基づき J A F が承認した技術規則に定める車両とする。

第22条 ドライバーの出場資格

全日本選手権競技に出場するドライバーは、各部門毎に以下の条件を満たしていること。

ドライバーが出場できる地域および参加部門は何れかの地域ならびに部門に限定され、シリーズの途中で変更することはできない。

1. ～4. (略)

5. EV部門

国内B以上または国際Cリストリクティッドドライバーライセンス所持者。

第24条 開催場所

1. 全日本選手権の開催場所は、カレンダー登録申請時点で同選手権開催に有効なコース許可証を所持している公認カートコースであること。

但し、EV部門については、オーガナイザーからの申請に基づき J A F が特に認めた場合は、準国内格式以下の公認カートコースで開催することができる。

2. OK部門の開催場所については、以下の基準を満たした公認カートコースとする。

(1) 全長：800m以上

(2) 走路の幅員：7～12m

(3) スタート／フィニッシュラインが設定される直線路：100m以上

(4) 2つの走路区域の間：6m以上

第21条 競技車両

全日本選手権に参加が認められるカート競技車両は、「J A F 国内カート競技車両規則」の第2条に定める第1種競技車両に限定し、各部門により以下の通りとする。

1. ～3. (略)

第22条 ドライバーの出場資格

全日本選手権競技に出場するドライバーは、各部門毎に以下の条件を満たしていること。

ドライバーが出場できる地域および参加部門は何れかの地域ならびに部門に限定され、シリーズの途中で変更することはできない。

1. ～4. (略)

第24条 開催場所

全日本選手権の開催場所は、カレンダー登録申請時点で同選手権開催に有効なコース許可証を所持している公認カートコースであること。

OK部門の開催場所については、以下の基準を満たした公認カートコースとする。

1. 全長：800m以上

2. 走路の幅員：7～12m

3. スタート／フィニッシュラインが設定される直線路：100m以上

4. 2つの走路区域の間：6m以上

第25条 申請と認定

1. 全日本選手権は、原則として1コース1競技会開催とする。
2. JAFは、全日本選手権OK部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
3. JAFは、全日本選手権FS-125部門およびFP-3部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、東地域、西地域夫々3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
4. OK部門最終競技会およびFS-125部門およびFP-3部門東西統一競技会は、同日開催とし、オーガナイザーからの申請に基づき、JAFが指定し、認定する。
5. JAFは、全日本選手権EV部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、5競技会以内を選手権競技会として認定する。

第26条 (略)

第27条 開催地域区分と競技の構成

1. OK部門
 - 1) 地域区分：設けない。
 - 2) 競技の構成：OK部門は1競技会2レース制とする。
2. FS-125部門およびFP-3部門
 - 1) 地域区分：東地域および西地域の2つの地域シリーズとして区分する。
東西統一競技会は、1つの地域シリーズ終了後、開催される。
東地域：(略)
西地域：(略)
 - 2) 競技の構成：1競技会1レース制とする。
3. EV部門
 - 1) 地域区分：設けない。
 - 2) 競技構成：1競技会2レース制、またはオーガナイザーからの申請による。

第25条 申請と認定

1. 全日本選手権は、原則として1コース1競技会開催とする。
2. JAFは、全日本選手権OK部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
3. JAFは、全日本選手権FS-125部門およびFP-3部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、東地域、西地域夫々3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
4. OK部門最終競技会およびFS-125部門およびFP-3部門東西統一競技会は、同日開催とし、オーガナイザーからの申請に基づき、JAFが指定し、認定する。

第26条 (略)

第27条 開催地域区分と競技の構成

1. OK部門
 - 1) 地域区分：設けない。
 - 2) 競技の構成：OK部門は1競技会2レース制とする。
2. FS-125部門およびFP-3部門
 - 1) 地域区分：東地域および西地域の2つの地域シリーズとして区分する。
東西統一競技会は、1つの地域シリーズ終了後、開催される。
東地域：(略)
西地域：(略)
 - 2) 競技の構成：1競技会1レース制とする。

第28条 得点基準

各部門毎に以下の通り得点が与えられる。ただし、競技会出場台数に応じて下表 a の通り得点の対象となる順位が制限される。

ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第 21 条の規定に合致する同一部門の車両であれば異なる車両で参加しても得点が加算される。

表 a (得点対象)

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
40台以上	20位まで	22～23台	11位まで
38～39台	19位まで	20～21台	10位まで
36～37台	18位まで	18～19台	9位まで
34～35台	17位まで	16～17台	8位まで
32～33台	16位まで	14～15台	7位まで
30～31台	15位まで	12～13台	6位まで
28～29台	14位まで	10～11台	5位まで
26～27台	13位まで	8～9台	4位まで
24～25台	12位まで	5～7台	3位まで

1. OK部門、FS-125 部門およびFP-3 部門得点基準表は表 b ①と②による。
2. FS-125 部門およびFP-3 部門東西統一競技会の得点は得点基準表 b ①の 1.5 倍とする。
3. OK部門シリーズの順位は各競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立したレース数の 75% (小数点以下四捨五入) を集計し、その得点合計により決定する。成立したレースが 6 回に満たない場合、全得点を合算する。
4. FS-125 部門およびFP-3 部門のシリーズの順位は各地域での競技会および東西統一競技会で獲得した得点のうち高い得点の順に選手権として成立したレース数の 75% (小数点以下四捨五入) を集計し、その得点合計により決定する。
成立した競技会が 4 回に満たない場合は、全得点を合算する。
5. EV部門得点基準表は、決勝結果成績に付す得点 b ①のみとする。

第28条 得点基準

各部門毎に以下の通り得点が与えられる。ただし、競技会出場台数に応じて下表 a の通り得点の対象となる順位が制限される。

ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第 21 条の規定に合致する同一部門の車両であれば異なる車両で参加しても得点が加算される。

表 a (得点対象)

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
40台以上	20位まで	22～23台	11位まで
38～39台	19位まで	20～21台	10位まで
36～37台	18位まで	18～19台	9位まで
34～35台	17位まで	16～17台	8位まで
32～33台	16位まで	14～15台	7位まで
30～31台	15位まで	12～13台	6位まで
28～29台	14位まで	10～11台	5位まで
26～27台	13位まで	8～9台	4位まで
24～25台	12位まで	5～7台	3位まで

1. OK部門、FS-125 部門およびFP-3 部門得点基準表は表 b ①と②による。
2. FS-125 部門およびFP-3 部門東西統一競技会の得点は得点基準表 b ①の 1.5 倍とする。
3. OK部門シリーズの順位は各競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立したレース数の 75% (小数点以下四捨五入) を集計し、その得点合計により決定する。成立したレースが 6 回に満たない場合、全得点を合算する。
4. FS-125 部門およびFP-3 部門のシリーズの順位は各地域での競技会および東西統一競技会で獲得した得点のうち高い得点の順に選手権として成立したレース数の 75% (小数点以下四捨五入) を集計し、その得点合計により決定する。
成立した競技会が 4 回に満たない場合は、全得点を合算する。

表b(OK/FS-125部門/FP-3部門/EV部門)

①決勝結果成績に付す得点

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

②予選結果成績に付す得点 (10位まで)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

第29条 (略)

第30条 全日本選手権の成立

1. OK部門については、当該年に3回以上のレースが開催されなければ、全日本選手権は成立しない。
2. FS-125部門およびFP-3部門については、第27条に定める東・西何れかの地域で当該年に夫々3回以上の競技会が開催されなければ、全日本選手権は成立しない。
3. EV部門については、当該年に3回以上のレースが開催されなければ、全日本選手権は成立しない。

第3章 地方選手権

第31条～第41条 (略)

第4章 ジュニア選手権

第42条～第52条 (略)

第53条 本規定の施行

本規定は、2022年1月1日より施行する

以上

表b (OK/FS-125部門/FP-3部門)

①決勝結果成績に付す得点

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

②予選結果成績に付す得点 (10位まで)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

第29条 (略)

第30条 全日本選手権の成立

1. OK部門については、当該年に3回以上のレースが開催されなければ、全日本選手権は成立しない。
2. FS-125部門およびFP-3部門については、第27条に定める東・西何れかの地域で当該年に夫々3回以上の競技会が開催されなければ、全日本選手権は成立しない。

第3章 地方選手権

第31条～第41条 (略)

第4章 ジュニア選手権

第42条～第52条 (略)

第53条 本規定の施行

本規定は、2021年1月1日より施行する。

以上